

## 就実大学・就実短期大学受託研究取扱規程

制定 平成21年2月15日

改正 平成25年 4月1日

平成27年 4月1日

平成29年 4月1日

### (目的)

第1条 この規程は、就実大学・就実短期大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学が学外者（以下「委託者」という。）からの委託を受けて大学において行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいい、「受託研究者」とは、受託研究を担当する大学の教員とする。

### (申込と受入の決定)

第3条 受託研究を希望する学外機関の長は、受託（委託）研究申込書（様式第1号）により学長に申請する。

2 学長は前項の受託（委託）研究申込書の提出があったときは、その研究の受入れ等について、研究担当者から受託研究実施計画書（様式第2号）を提出させるとともに研究担当者の属する学部長（短期大学にあっては短期大学部長、以下同じ）に受入れの適否についての意見書（様式第3号）を提出させるものとする。

3 学長は、学外機関から申込みのあった受託研究が適当であると認める場合は、その受入れを決定し、申込者及び前項の学部長、研究担当者に通知するものとする。併せて、直近で開催される大学研究評議会に報告するものとする。受託研究は、教育研究上有意義であり、かつ、大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限るものとする。

### (受入の条件)

第4条 受託研究の受入れに際しては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 委託者は、受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）を原則として当該研究の開始までに、本学の指定する口座に払い込むこと。
- (2) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。
- (3) 受託研究費により取得した設備等は、本学の所有とする。ただし、委託者が国、地方公共団体又は公社、公庫、公団等の政府機関の場合は、これを付さないことがある。
- (4) 天災地変等不慮の事態により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、大学は、その責を負わないこと。
- (5) 大学に支払われた受託研究費は、原則として返還しない。ただし、前号の場合

において、未支出の経費があるときは、その範囲内においてその一部又は全部を返還することがあること。

(発明等の取扱)

第5条 受託研究の結果生じた発明等に係る知的所有権の帰属については、受託研究契約書の定めるところによる。

2 契約の履行に伴って生じた知的所有権の取扱いについては、就実大学・就実短期大学職務発明等に関する規程を適用する。

(受託研究費の額)

第6条 委託者が負担する受託研究費の額は、諸謝金、賃金、旅費、消耗品費及び備品費等受託研究の遂行に直接必要とする経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び受託研究の遂行に関連して、直接経費以外に必要となる事務手数料及び施設等維持管理料等の経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合計額とする。

2 間接経費は、直接経費の10%（千円未満の端数は切り捨てる）とする。

3 受託研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与すると考えられるもの、又は委託者と本学が共同研究の一環をなすものなど、大学の教育研究上有意義と認められるものについては、直接経費のみとすることができる。

(研究費の会計処理)

第7条 受託研究費の取扱いは、この規程に定めるもののほか、学校法人就実学園経理規程の定めるところによる。

2 受託者から受入れる受託研究費は、本学会計に収納されるものとし、研究担当者からの受託研究に係る請求に基づき適宜支出するものとする。

(契約の締結)

第8条 学長は、委託研究の受入れを決定したときは、受託研究決定通知書によって委託者に通知するとともに、原則として、受託研究契約書（雛形）により、契約を締結するものとする。

2 学長は、前号に規定する契約の締結を学部長に委任することができる。

3 締結された契約内容について重大な変更を行い、又は当該契約を更新するときは、所属学部長の承認を得なければならない。学部長はその結果について速やかに学長に報告するものとする。

(研究完了報告書)

第9条 受託研究者は、受託研究を完了したときは、当該受託研究経費の収支計算書を添えて、学長に報告するものとする。

2 学長は、受託研究の結果を当該受託研究者に対して委託者あて文書により通知させるものとする。ただし、両者の合意による場合は、文書による通知は必要としない。

(研究成果の公表)

第10条 受託研究に関する結果の公表の時期，方法等について必要があるときは，本学と委託者の間で協議のうえ定めるものとする。

2 受託研究者が，当該受託研究の成果を公表しようとするときは，学長の承認を得なければならないものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は，教授会及び大学運営評議会の議を経て，これを行う。

附則

- 1 この規程は平成21年2月12日から施行する。
- 2 第11条の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 第11条の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。